

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 3 月 23 日提出

渋川市長 星 名 建 市

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年6月30日午前9時50分ごろ、太田市藪塚町3657番地群馬県立東毛青少年自然の家玄関前広場において、教育部教育総務課会計年度任用職員が運転する校外活動支援事業用バス（群馬200さ1182）が後退した際、外灯に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月24日

渋川市長 星 名 建 市

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県教育委員会 教育長 平田郁美

- (1) 甲は乙に対し、外灯修理費495,000円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

495,000円